諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和８年１月９日（令和８年（行情）諮問第２７号ないし同第３０号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７３８号ないし同第７４１号）
事件名：特定室が対応した公益通報事件に係る文書の不開示決定に関する件
特定室が対応した公益通報事件に係る文書の不開示決定に関する件
特定室が対応した公益通報事件に係る文書の不開示決定に関する件
特定室が対応した公益通報事件に係る文書の不開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１ないし４に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書１」ないし「本件対象文書４」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は、取り消すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく各開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った令和７年７月１５日付け厚生労働省発総０７１５第１号ないし同第４号による各不開示決定（以下「原処分１」ないし「原処分４」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由（原処分に共通）

審査請求人が主張する各審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示とした処分を取り消し、改めて文書を特定のうえ、開示することを求める。

まず今回の開示請求の経過として

・　審査請求人は、「どのような公益通報があり」、「どのような理由・判断で」、「どのような処分等がくだされたか」がわかる文書を確認するために、開示請求を行った。
・　それに対し、処分庁は、「進捗管理一覧表」なる文書を開示対象とするよう審査請求人に要請した。
・　審査請求人は、「進捗管理一覧表」は、審査請求人が確認したい上

記の内容について、明らかに網羅されていないと考え、あくまでも上記内容が確認できる文書の開示を希望した。

・　処分庁は、当該文書が一万枚、５年程度の事務処理期間を要することを理由に、あくまでも「進捗管理一覧表」に補正するよう強要した。なお。この回答から見れば、文書が一万枚程度であると、絞り込めているのであるから。今回の不開示処分の「特定がなされず」との文言は失当であることを付言する。

・　審査請求人もまた、あくまでも上記内容が確認できる文書の開示を希望した。

上記経過をみれば明らかなように処分庁は、開示請求に伴う事務手続きの作業を嫌ったため、審査請求人の希望する情報を満たさない文書への補正を強要し、それを審査請求人に拒否されたことを、奇貨として、「特定がなされなかった」として、不開示決定に持ち込んだものである。従って不開示処分は違法であり、取り消されなくてはならない。

第３　諮問庁の説明の要旨（原処分に共通）

１　本件各審査請求の経緯等

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和７年５月１２日付け（同月１６日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、本件対象文書について各開示請求をした。

（２）これに対して、処分庁が令和７年７月１５日付け厚生労働省発総０７１５第１号ないし同第４号により各不開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年９月２０日付け（同月２４日受付）で、本件各審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

３　理由

（１）本件対象行政文書の特定について

ア　補正を行うまでの経緯

処分庁は、本件開示請求を受け、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の「厚生労働省大臣官房総務課行政相談室が対応した、公益通報事件に係る文書全て（公益通報として受付はしたが、結果として公益通報の要件を満たさず受理されなかったもの等も含む）」との記載から開示請求対象として推定される行政文書として、

（ア）処分庁で受け付けた公益通報の通報者からの通報内容が記された①メール（公益通報用特殊アドレスメール）、②信書等の文書及び③ＦＡＸにより送付された文書（以下、①から③までを合わせて「通報内容メール等」という。）

（イ）公益通報の通報者からの通報内容を一覧化した文書（以下「進捗管理一覧表」という。）

を挙げ、本件開示請求に対する措置を検討したところ、審査請求人が請求している令和３年度から令和６年度までの通報内容メール等が合計で１０，０００ページを超える文書量であることが判明した。

そこで、処分庁は、行政文書の不開示理由等の必要な判断を適切に行うため、本件開示請求で審査請求人が開示を求める行政文書の範囲等について、次のとおり、審査請求人に対して補正依頼をした。

イ　１回目の補正依頼について

処分庁は、通報内容メール等及び進捗管理一覧表の概要や文書量、不開示情報該当性の見込み、開示に要する期間等、元の請求内容のままでは開示請求対象行政文書の特定に係る開示請求の要件を満たしているとはいえない旨を審査請求人に教示した上で、請求内容の補正を依頼したところ、審査請求人は、「審査請求人が開示請求を行った理由は、『どのような公益通報があり』、『どのような理由・判断で』、『どのような処分等がくだされたか』がわかる文書を確認したい。」旨の回答をした。

ウ　２回目の補正依頼について

処分庁は、上記イの回答を踏まえ、進捗管理一覧表を見れば大まかにどの分野で公益通報がなされたかを把握できるため、同表を請求に含めるよう補正を依頼したところ、審査請求人は、「進捗管理一覧表では単に件数しかわからないと思われるため、補正に同意できない。」旨の回答をした。

エ　３回目の補正依頼について

処分庁は、上記ウの回答を踏まえ、通報内容メール等のほぼ全ての情報が不開示情報に該当する見込みであること、通報内容メール等の文書量が大量で、開示事務手続きには相当な期間が必要であることから、請求内容の範囲の絞り込みを含め、改めて、請求内容の補正を依頼したところ、審査請求人は、「文書の特定に係る請求内容の補正を行わず、すべての内容（通報者からの通報内容のメール等を含む）の開示を希望する。」旨を回答した。

オ　小括

上記アから上記エまでのとおり、処分庁は、審査請求人に対して、３回に渡り、相当の期間を設けて補正を求めたにもかかわらず、いずれの補正においても、本件対象行政文書の十分な特定がなされなかったため、本件開示請求については、法４条１項２号の要件を満たさない請求として、法９条２項の規定により、不開示とした。

（２）不開示情報該当性について

本件審査請求については、不開示を維持するのが相当であるが、仮に、通報内容メール等を開示対象行政文書とする場合を検討すると、同文書には、通報者からの通報内容、氏名、住所、メールアドレス、電話番号、通報内容、及び、回答した内容の一部が含まれている。これらの情報は、法５条１号による個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、かつ、同号イからハまでの情報には該当しないため、これらの情報は、不開示とすることが相当である。

４　審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「『どのような公益通報があり』、『どのような理由・判断で』、『どのような処分が行われたか』がわかる文書を確認するために開示請求を行った。それに対し、処分庁は『進捗管理一覧表』を開示対象とするよう審査請求人に要請した。」旨、「『進捗管理一覧表』は、審査請求人が確認したい上記内容について明らかに網羅されていないと考え、あくまでも上記内容が確認できる文書の開示を希望した。」旨、「処分庁は、当該文書が一万枚、５年程度の事務処理期間を要することを理由に、あくまでも『進捗管理一覧表』に補正するよう強要した。なお。この回答から見れば、文書が一万枚程度であると、絞り込めているのであるから。今回の不開示処分の『特定がなされず』との文言は失当である。」旨、「処分庁は、開示請求に伴う事務手続きの作業を嫌ったため、審査請求人の希望する情報を満たさない文書への補正を強要し、それを審査請求人に拒否されたことを、奇貨として、『特定がなされなかった』として、不開示決定に持ち込んだものである。」旨を主張している。

（１）開示事務に必要な期間の試算

この点、仮に、１０，０００枚の開示対象文書の開示事務（不開示部分にマスキング等を行う等）を行うとして、ひと月に１００枚の事務処理を完了させるペースで事務処理をする場合を試算すると、当該作業をすべて完了させるまで約１００ヶ月（約８．３年）の期間を要することとなる（注）。

（注）１０，０００枚÷月１００枚＝約１００か月（約８．３年）

（２）諮問庁の意見

上記（１）を踏まえ、本件開示請求についてみると、開示請求対象文書が１０，０００枚を超えるのであるから、万が一、このまま本件開示請求に対応するとなれば、行政機関の本来の業務を停止する等、行政機関のいたずらな疲弊を招く結果になりかねない。

したがって、審査請求人に対する補正依頼を通じて、開示請求対象文書の範囲を進捗管理一覧表に絞り、より真に必要な文書の特定を求めた処分庁の判断は妥当であり、審査請求人の主張は、当たらない。

5　結論

よって、本件各審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

①　令和８年１月９日　　諮問の受理（令和８年（行情）諮問第２７号ないし同第３０号）

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③　同年１０月１５日　　審議（同上）

④　同月２６日　　令和８年（行情）諮問第２７号ないし同第３０号の併合及び審議

第５　審査会の判断の理由

1　本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件各開示請求については、審査請求人に補正を求めたにもかかわらず、対象行政文書の十分な特定がなされず、形式上の不備がある不適法な請求であるとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2　原処分の妥当性について

（１）当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア　厚生労働省大臣官房総務課行政相談室（以下「行政相談室」という。）における公益通報に関する担当業務は、不正の目的ではなく、勤務先での厚生労働本省（以下「本省」という。）が処分権限を持つ法令違反行為についての外部の労働者等による通報（外部による公益通報）を受け付けるための省内窓口としての業務である。

具体的な業務の流れとしては、通報内容メール等（厚生労働省ウェブサイトの「公益通報メールフォーム」から送信されたメール、信書等の文書、ＦＡＸにより送付された文書）を、内容により行政相談室から担当部局に転送している。この際、通報内容から明らかに処分等権限のある行政機関が厚生労働省ではない場合等については、通報者に正しい通報先（例：厚生労働省出先機関や自治体、他省庁等）を教示する必要がある場合には、行政相談室から通報者に

対し、メール又は文書による案内を行っている。

イ　公益通報メールフォームから送信されたメールは、Ｏｕｔｌｏｏｋ（特殊メールアドレスを発行して、個人メールとは別扱い）にあるメールフォルダに保管しており、信書等の文書、ＦＡＸにより送付された文書は、年度ごとに共有フォルダに入れて保管している。

進捗管理一覧表は、担当者が通報１通ごとにＥｘｃｅｌファイルにて記録しているものであるため、年度ごとに共有フォルダに保管している。

ウ　本件開示請求で特定される文書は、メール、信書及びＦＡＸ、進捗管理一覧表でそれぞれ管理形態は異なるが、いずれも標準文書保存期間基準（保存期間表）の「小分類（行政文書ファイル等の名称）」において、「○年度　公益通報」となっているため、開示請求における件数としては、上記の管理形態には左右されず、全部の文書をまとめたものの各年度分がそれぞれ１件（１文書）となる。

（２）以下、検討する。

ア　法４条１項２号は、開示請求書に「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないことを規定するところ、同号にいう「行政文書を特定するに足りる事項」とは、行政機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があることを意味すると解されている。

イ　上記第３及び上記（１）における諮問庁の説明並びに３回に及ぶ求補正に際してやり取りされた各文書の記載を踏まえると、処分庁において、本件対象文書がいかなる内容の文書であるか、すなわち当該行政文書を他の行政文書と識別する基準は何かといったことは、開示請求書の記載から十分に認識できていたものであって、審査請求人に対する求補正も結局のところは諮問庁の説明にいう「請求内容の範囲の絞り込み」を依頼したにすぎないものと判断される。そして、当該行政文書の探索の範囲や、開示請求に係る行政文書の数え方（開示請求手数料にも関連することとなる）に疑義が生じていたといった事情も認められないのであるから、本件開示請求には、開示請求の対象となる行政文書の特定が不十分であるという形式上の不備があるとは認められない。

ウ　審査請求人は、３回目の求補正に際し提出した補正書で「文書の特定に係る請求内容の補正を行わず、すべての内容（通報者からの通報内容のメール等を含む）の開示を希望する。」旨の意思表示を行っていることから、本件対象文書の全てが請求対象であることは明らかであり、また、そもそも、上記イのとおり、本件開示請求に

ついては、行政文書の特定はなされているものと認められるから、形式上の不備を理由として不開示とすることは許されないというほかなく、したがって、原処分は取消しを免れない。

3　本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があるとは認められず、本件対象文書を対象として、改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙（本件対象文書）

１　本件対象文書１（諮問第２７号）

（１）開示請求書の記載

厚生労働省大臣官房総務課行政相談室が対応した、公益通報事件に係る文書全て（公益通報として受付はしたが、結果として公益通報の要件を満たさず受理されなかったもの等も含む）令和３年度

（２）審査請求人が提出した補正書の記載（２回目の求補正時）

請求人が開示請求を行った理由は、

・「どのような公益通報があり」、

・「どのような理由・判断で」、

・「どのような処分等がくだされたか」がわかる文書を確認したいからです。

以上のことが分かればよいので、それでしたら文書の特定について補正に同意します。例えば、証拠集めのための調査の過程等の文書は不要です。

ただ、貴室の提案された「進捗管理一覧表」では単に件数のみしかわからないと思われるため、補正に同意できません。

別の文書を提案していただけるようにお願いいたします。

● 先日、上記のようにご回答済みであるにもかかわらず、「文書の開示請求書の記載内容に関連する行政文書ファイル名や該当しそうな行政文書の名称、記載されている情報の概要等」を新たに教示することなく、補正を要求してきたことは、甚だ遺憾です。

このようなご対応は、法４条の「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」に悖るものと思料します。

● 「ほぼすべての情報をマスキングした状態で開示することになります。」とのことですが、そういった形で構いませんので、開示をお願い致します。（マスキング箇所については、審査請求や訴訟により対応しますが、原処分が必要となるため、まずは開示をお願いします。）

２　本件対象文書２（諮問第２８号）

（１）開示請求書の記載

厚生労働省大臣官房総務課行政相談室が対応した、公益通報事件に係る文書全て（公益通報として受付はしたが、結果として公益通報の要件を満たさず受理されなかったもの等も含む）令和４年度

（２）審査請求人が提出した補正書の記載（２回目の求補正時）

（上記１（２）と同一の記載のため省略）

３　本件対象文書３（諮問第２９号）

（１）開示請求書の記載

厚生労働省大臣官房総務課行政相談室が対応した、公益通報事件に係る文書全て（公益通報として受付はしたが、結果として公益通報の要件を満たさず受理されなかったもの等も含む）令和５年度

（２）審査請求人が提出した補正書の記載（２回目の求補正時）

（上記１（２）と同一の記載のため省略）

４　本件対象文書４（諮問第３０号）

（１）開示請求書の記載

厚生労働省大臣官房総務課行政相談室が対応した、公益通報事件に係る文書全て（公益通報として受付はしたが、結果として公益通報の要件を満たさず受理されなかったもの等も含む）令和６年度

（２）審査請求人が提出した補正書の記載（２回目の求補正時）

（上記１（２）と同一の記載のため省略）